

## 役員・評議員報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 延寿会（以下「法人」という。）の定款第二三条の規定に基づき法人の役員（理事及び監事）等の報酬に関して必要な事項を定め、社会福祉法人の規定に照らして妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

### (専任役員)

第2条 役員のうち専任役員とは、定款一六条2の規定に基づいた役員である。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事

### (専任役員の報酬及び執務)

第3条 専任役員の報酬月額は別表1に定める額とする。

- 2 法人の職員を兼ね、職員として給与を受けている場合は役員報酬を支払わない。
- 3 役員が役員業務以外の職務に就いた場合は、役員報酬とは別に職務手当を支給する。

### (支給日)

第4条 専任理事の報酬は、毎月25日（支給日が銀行等休業日の場合は、前営業日）に支払う

- 2 専任役員以外の役員などへの報酬及び実費弁償は、当該会議などに出席した都度に支払う。

第5条 法人役員等の報酬総額は評議員会で決定し、別表2の「報酬総額」を超えない範囲で支給することができる。

### (理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第6条 理事が理事会に出席したときは、別表3による報酬及び別表5による実費弁償を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表3による報酬及び別表5による実費弁償を支払うことができる。
- 3 第2条に該当する専任役員、法人の職員を兼ねる役員等は、この規定を適用しない。

### (役員及び評議員等の勤務報酬等)

第7条 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設等の運営のための業務にあたった場合は、別表4による報酬及び別表5による実費弁

償を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設等の運営のための業務にあたった場合は、別表 4 による報酬及び別表 5 による実費弁償を支払うことができる。
- 3 第 2 条に該当する専任役員、法人の職員を兼ねる役員等は、この規定を適用しない。

#### （監事の報酬等）

第 8 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 3 による報酬及び別表 5 による実費弁償を支払うことができる。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設等への指導監査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 4 による報酬及び別表 5 による実費弁償を支払うことができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会（出席）の日に前項の業務にあたった場合は第 1 項に規定する報酬等は支払わない

#### （評議員選任・解任委員会委員の勤務報酬等）

第 9 条 評議員選任・解任委員会の委員が評議員選任・解任の業務にあたった場合は別表 4 による報酬及び別表 5 による実費弁償を支払うことができる。

- 2 監事が評議員選任・解任委員会の委員として業務にあたった場合は評議員選任・解任委員として報酬及び実費弁償を支払う。
- 3 職員が評議員選任・解任委員会の委員として業務にあたった場合はこの規定を適用しない。

#### （出張旅費）

第 10 条 役員及び評議員等が理事長の命を受けて法人業務のために出張する場合は、別に定める旅費規程により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費について、実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

#### （報酬等の公表）

第 11 条 法人はこの規程をもって社会福祉法第 59 条の 2、第 1 項第 2 号に規定する法人の役員等の報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第 12 条 この規程の改正及び廃止は、理事会の承認の上、評議員会の決議を得て行う。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 7 日より施行する。

補足

この規程に定めのない事項に関しては、理事会の承認を得るものとする。

また、この規程の適応日については、平成 29 年 4 月 1 日からとする。

附則

この規程は、平成 29 年 10 月 11 日より施行する。

別表 1 専任役員報酬月額

名称	報酬月額	
理事長	8万円＋（執務日数×1万円）	30万円以内
常務理事	3万円＋（執務日数×1万円）	25万円以内

別表 2 法人役員等の報酬総額

名称	報酬総額（年額）
理事長	360万円以内
（常務理事）	（300万円以内）
理事	60万円以内
監事	30万円以内

別表 3 理事会及び評議員会等出席報酬等（日額）

名称	報酬額
理事	10,000円
監事	10,000円
評議員	10,000円

\*ただし、ここに定める報酬額は源泉徴収税額控除後の額とする。

別表 4 理事及び評議員等勤務報酬等（日額）

名称	報酬額
理事	10,000円
監事	10,000円
評議員	10,000円
評議員選任・解任委員会委員	10,000円

\*ただし、ここに定める報酬額は源泉徴収税額控除後の額とする。

別表 5 理事及び評議員等実費弁償

1回	1,000円
----	--------